



自家発電ミニナル 31

電気事業法における 自家発電設備の保安規制について

10月号から連載で、自家発電設備を設置する際、電気事業法により発電設備の保安確保を図るために義務づけられる「保安規制の内容」について紹介します。

Q1

自家発電設備を設置する際、電気事業法上、設置者にはどのような保安規制が課せられますか。

A1

電気事業法では自家発電設備を電気工作物の一つとして位置づけ、一定規模以上の電気工作物の設置者に対し、保安確保の義務を課しています。具体的には設置される自家発電設備がどのような種類の電気工作物（一般用電気工作物又は事業用電気工作物）に該当するかにより、設置者に課せられる保安規制の内容は大きく異なります。表1は電気工作物の種類に応じ、設置者に課せられる保安規制の内容を示したものです。

表1 電気工作物の種類による保安規制

電気工作物の種類 保安規制等	電 気 工 作 物		
	一般用電気工作物	事業用電気工作物	
		自家用電気工作物	電気事業の用に供する電気工作物
対 象	他の者から600V以下で受電し、その構内のみで電気を使用するもの 構内に設置される600V以下の小出力発電設備で、その構内のみで電気を使用するもの	高压又は特別高压で受電するもの 火薬類を製造する事業場や石炭坑に設置するもの 小出力発電設備以外の発電設備を同一の構内に設置するもの	電力会社等が電気を供給する目的で設置したもの ・発電所、変電所、送電線、配電線、ダム、水路等
技術基準	適合命令	維持義務、適合命令	
主任技術者	—	選任・届出	
保安規程	—	作成・届出・遵守	
工事計画	—	事前届出（※1）	
使用前自主検査	—	検 査（※2）	
使用前安全管理審査	—	審 査（※2）	
定期事業者検査	—	検 査（※3）	
定期安全管理審査	—	審 査（※3）	
報 告	—	定期・事故報告（※4）	

※1：出力10,000kW以上の内燃力発電所、出力1,000kW以上のガスタービン発電所又は受電電圧10,000V以上の需要設備の附帯設備として設置される非常用予備発電装置が対象となる。これらの発電設備以外でも、大気汚染防止法等により「公害発生施設（ばい煙発生施設等）」に該当するものは、公害の防止に関する工事計画の届出が必要となる。

※2：ガスタービンを原動力とする出力1,000kW以上の発電所が対象となる。

※3：ガスタービンを原動力とする出力1,000kW以上の発電所が対象となる。

※4：発電所の出力の変更等の報告、事故報告、出力1,000kW以上の発電所の運転半期報告等。

